

さめき水田営農だより

大豆・麦等生産体制緊急整備事業の 公募が始まります

7月10日から8月20日まで

麦類と大豆(枝豆を除く。)の生産拡大を図るため、農業再生協議会で事業の公募が始まります。トラクターやコンバイン、溝堀機、播種機等、麦や大豆を「生産拡大計画」に沿って「面積又は出荷量」を10%以上拡大するために必要となる農業機械等のリースや購入等が対象です。この事業を活用し、実需者からの増産要望が強い小麦の生産拡大による農業経営の改善と集落営農活動の活性化を図りましょう。



溝堀機

施肥播種同時作業機

ロータリー(畦盛板付)

中耕除草機

詳しい取組要件、取組メニューの概要は次ページから

<事業内容について>

香川県内での麦や大豆の生産拡大を目的に次の4つの助成事業を実施します。

今後の農業経営計画の中で生産拡大を図ろうとしており、それぞれの助成事業の取組要件を満たす方は、25年秋以降の麦や大豆の農作業に必要な農業機械等の整備に活用することができます。

※ただし、申し込み者が多く予算上限枠に達した場合は、あらかじめ決められたポイントに従って優先順位の高い方から順に助成対象となりますので、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

1)共同利用機械の購入に対する助成事業

対象者: 5戸以上の農業者による共同利用組織(法人組織含む)

3ページ参照

2)機械のリース導入に対する助成事業

対象者: ○農業者、○農事組合法人、○農業生産法人、○特定農業団体など

4ページ参照

3)検査機器のリース導入に対する助成事業

4)土壌分析機器のリース導入に対する助成事業

対象者: ○農業者、○農事組合法人、○農業生産法人、○特定農業団体など

5ページ参照

事業の**詳細内容**や**申請書様式**は

「香川県農業再生協議会のホームページ」でダウンロードできます。

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>

○各地域の地域農業再生協議会窓口でも入手できます。

<ご注意下さい。>

「大豆・麦等緊急体制整備事業」は、麦や大豆の生産拡大が目的です。農業機械等の導入に当たっては「その利用面積の大半が大豆、麦の生産のために使用される計画であり、なおかつその機械の導入により目標年度までに麦、大豆の生産が拡大できること」を明確に説明できない機械の導入は対象にはなりません。

また、補助事業ですので、次の場合は対象となりません。

- ・中古の農業機械の導入
- ・自力ですでに整備した機械(承認前の着工は事業として認められません。)
- ・他の国補事業で補助を受けている機械
- ・施設整備をとまなう機械(据置型または組立てが必要で、簡単に移動できない機械は対象外です。)

1) 共同利用機械の購入に対する助成の概要

取組の流れは6ページ図1

(助成率:購入価格(税抜)の1/2以内)

＜取組要件(抜粋)＞ 次の全ての要件をみたしていること。但し、詳細は、取組の明細(個票)による。

- 代表者の定めがあり、組織および運営について規約の定めがあること。
- 5戸以上の農業者による共同利用であること。
- 購入機械の主たる利用が大豆または麦であること。
- 「香川県特定高性能機械導入計画」に定めがある農業機械(※1)については、利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。→**下限面積一覧**については、5ページを参照。
- 作付計画:27年産の大豆・麦における作付面積もしくは出荷量について、次のいずれかが見込める計画を有すること。
ア:作付面積について、27年産で24年産比10%以上の生産拡大を図る計画。
イ:出荷量について、27年産で24年産(もしくは直近3ヶ年産平均)比10%以上の生産拡大を図る計画。
ウ:新規作付の場合、生産面積は1ha以上、かつ地域の平均単収以上の出荷をする計画。
- 対象者の住所地がある地域協議会の地域事業計画の取組方針の内容と適合していること。

(表1) 共同利用機械の購入対象機械一覧(○が付いた箇所が対象。)

対象機械	対象作物				留意事項
	麦	大豆	麦、大豆 種子用	特定高 性能機械 導入計画	
汎用機械及び土づくり・ほ場準備関連機械 弾丸暗きょ機		○			複合作業機含む。
播種・移植関連機械 施肥播種同時作業機	○	○			耕起及び碎土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。
中間管理作業用機械 無人ヘリコプター	○				関係機関の指導の下、当該機械を導入することで、先進的技術の普及拠点となる先進的モデル地区に限る。
中間管理作業用機械 栽培管理ビークル (乗用型多目的作業機)	○	○		※1	乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力全てを有するものに限る。
種子収穫用機械 コンバイン			○	※1	自脱型コンバイン: 刃幅0.8m以上(3条以上)、グレンタンク付きの能力を有するものに限る。 普通型コンバイン: 刃幅0.8m以上の能力を有するものに限る。

注意:購入の対象機械は、農林水産事務次官依命通知57予第401号「農業用機械施設補助の整理合理化について」のうち「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」の別表1に定められたもの限り、5戸以上の農業者による共同利用とする場合のみ導入対象となる。

2)機械のリース導入に対する助成

取組の流れは6ページ図2

(助成率:リース物件購入価格(税抜)の1/2以内)

＜取組要件(抜粋)＞ 次の全ての要件をみたしていること。但し、詳細は、取組の明細(個票)による。

- リース機械の主たる利用が大豆または麦であること。
- 「香川県特定高性能機械導入計画」に定めがある農業機械(※1)については、利用規模の下
限面積以上の作業計画を有すること。→**下限面積一覧**については、5ページを参照。
- 作付計画:27年産の大豆・麦における作付面積もしくは出荷量について、次のいずれかが
見込める計画を有すること。
ア:作付面積について、27年産で24年産比10%以上の生産拡大を図る計画。
イ:出荷量について、27年産で24年産(もしくは直近3ヶ年産平均)比10%以上の生産
拡大を図る計画。
ウ:新規作付の場合、生産面積は4ha以上、かつ地域の平均単収以上の出荷をする計画。
- リース事業者と共同申請を行うこと。
- 対象者の住所地がある地域協議会の地域事業計画の取組方針の内容と適合していること。

(表2)機械のリース導入対象機械一覧(○が付いた箇所が対象。)

対象機械	対象作物			留意事項
	麦	大豆	特定高 性能機械 導入計画	
農用トラクター	○	○	※1	30ps以上の能力を有すること。
溝掘機	○	○		明きょ施工用に限る。
疎水材心土充填機	○	○		
心土破砕機	○	○		
弾丸暗きょ機	○	○		
マニアスプレッダー	○	○		
ロータリー	○	○		耕耘、畝立てを同時に行う複合作業機に限る。
播種機	○	○		耕起、碎土、施肥等を同時に行う複合作業機を含む。
鎮圧機	○			播種前の整地作業、播種後の発芽環境を整える又は、 成長抑制に資するものに限る。
肥料散布機	○	○		作業速度と運動して、あらかじめ設定した施肥量に 均一な散布を行える機能を有するものを含む。
無人ヘリコプター	○			関係機関の指導の下、当該機械を導入することで、先 進的技術の普及拠点となる先進的モデル地区に限る。
栽培管理ビークル (乗用型多目的作業機)	○	○	※1	乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中のいずれか の管理作業能力を有するものに限る。
中耕除草機	○	○		複合作業機を含む。
自脱型コンバイン	○		※1	刃幅0.8m以上(3条以上)、グレンタンク付きの能力 を有するものに限る。
普通型コンバイン	○	○	※1	刃幅0.8m以上の能力を有するものに限る。
乾燥機	○	○		施設整備及び改修に該当するものは対象外(※2)
選別機・脱粒機	○	○		施設整備及び改修に該当するものは対象外(※2)

※2 施設整備及び改修に該当するものは対象外とする。施設整備に該当するかの判断は「強い農業づくり交付金交付対
象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するもので
あるかにより行う。(判断例)組立が必要な据置型の循環型乾燥機は対象外。下に車輪等が付いており手押しで移動が可
能な小型の平型乾燥機のようなもののみ対象と考えられる。同様に選別機・脱粒機も手押しで簡単に移動が可能なもの
のみ対象と考えられる。

3) 検査機器のリース導入に対する助成

取組の流れは6ページ図2

(助成率:リース物件購入価格(税抜)の1/2以内)

<取組要件(抜粋)>

- 地域の大豆・麦の生産拡大を図るための検査機器であること。
- 地域内で利用計画を策定し、地域の普及センター、JA営農指導担当等のアドバイスを受け成果検討を行える実施体制を備えていること。
- リース事業者と共同申請を行うこと。
- 対象者の住所地がある地域協議会の地域事業計画の取組方針の内容と適合していること。

対象機器

葉緑素計
(SPAD)

4) 土壌分析機器のリース導入に対する助成

取組の流れは6ページ図2

(助成率:リース物件購入価格(税抜)の1/2以内)

<取組要件(抜粋)>

- 地域の大豆・麦の生産拡大を図るための土壌データ集積に必要な機器であること。
- 地域の普及センター、JA営農指導担当等のアドバイスを受け地域内で分析計画を策定し、分析後に結果検討、地域への改善指導等の実施体制を備えていること。
- リース事業者と共同申請を行うこと。
- 対象者の住所地がある地域協議会の地域事業計画の取組方針の内容と適合していること。

対象機器

pHメーター
ECメーター

(表3)香川県特定高性能農業機械導入計画に定められた 下限面積(※1)について(大豆・麦に係る機械)

農用トラクター	
能力等	利用規模下限面積 (ha)
30-39ps (30ps級)	8.6 (延べ面積)
40-49ps (45ps級)	12.5 (同上)
50-59ps (55ps級)	14.2 (同上)
60-74ps (70ps級)	16.3 (同上)
75-89ps (80ps級)	18.4 (同上)
90ps以上 (90ps級)	22.5 (同上)

乗用型多目的作業機	
能力等	利用規模下限面積 (ha)
防除・施肥兼用 薬液吐き出し量 3L/分以上 有効散布幅 5m 以上	5.3

コンバイン	
能力等	利用規模下限面積 (ha)
自脱型	
刃幅0.8-1.2m	3.0 (麦作)
刃幅1.2-1.6m	5.6 (麦作)
刃幅1.6m以上	12.6 (麦作)
普通型	
刃幅0.8-2.5m	9.8 (麦作)
刃幅0.8-2.5m	10.0 (大豆作)
刃幅2.5m以上	27.9 (麦作)
刃幅2.5m以上	28.5 (大豆作)

図1 共同利用機械の購入の取組の流れ

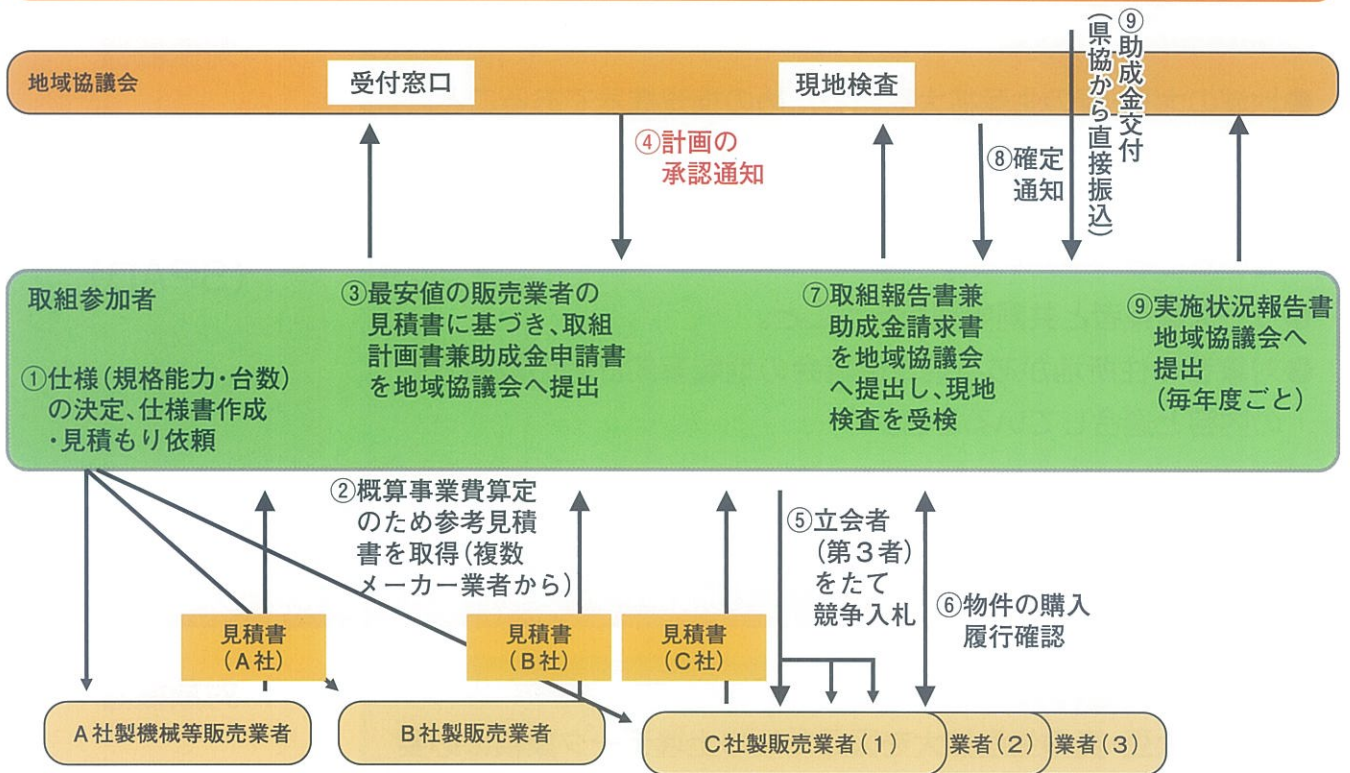
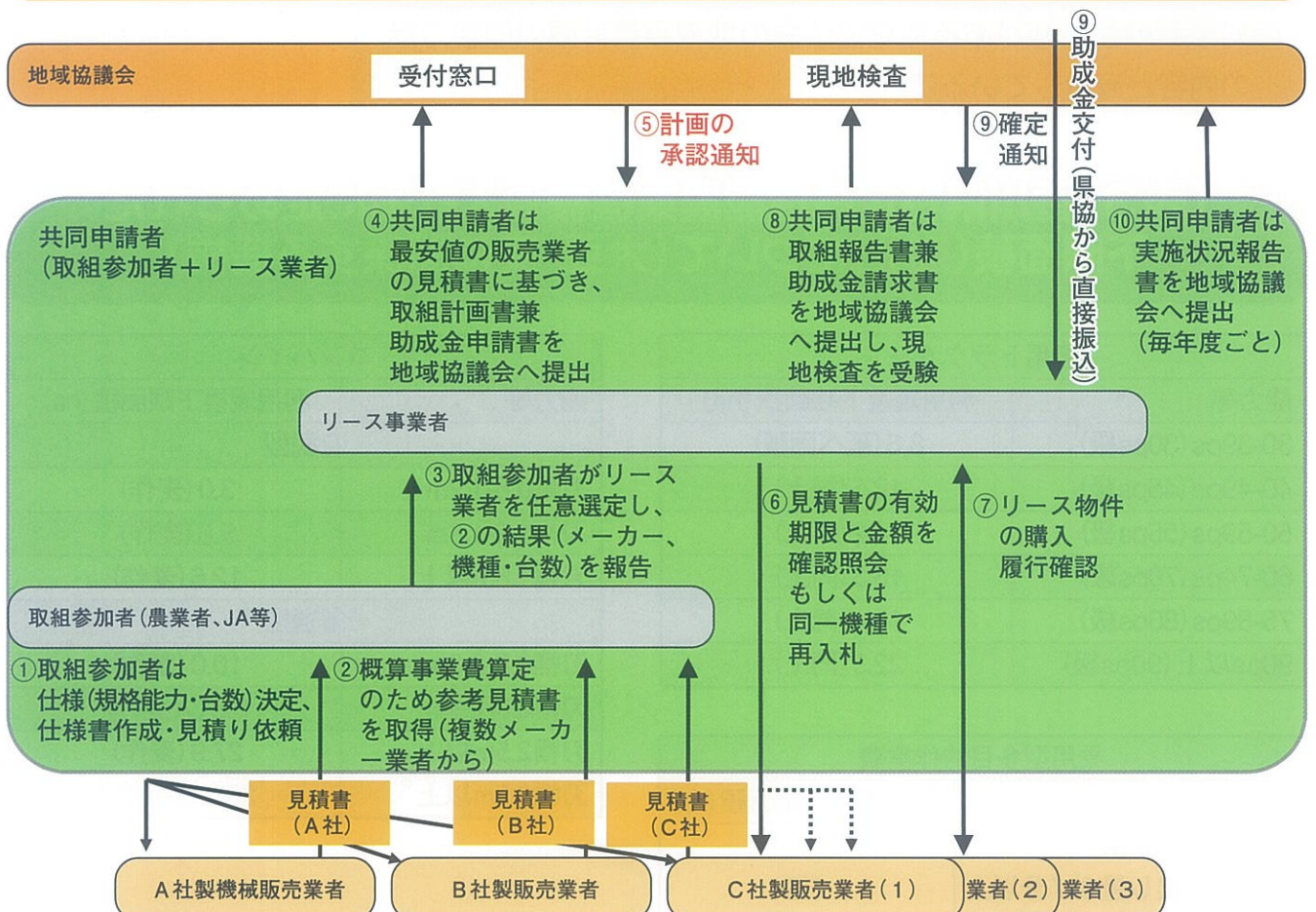


図2 機械(機器)のリース導入の取組の流れ



取組計画書兼申請書の提出は、 取組参加者の住所地がある地域の農業再生協議会の窓口まで。

＜＜申請に必要な資料等＞＞

○取組計画書兼助成金申請書（指定様式、指定添付様式）、○生産拡大計画（指定様式）、○導入機械能力（指定様式）、○確認表（指定様式）、○複数の販売会社の見積書の写し（任意様式）、○農業機械のカatalog（任意様式）、○振込先口座の通帳写し、○組織規約の写し・構成員名簿（組織の場合、任意様式）、○リース契約書（案）の写し（リース導入の場合、任意様式）など。

※事業計画が承認され、実際に機械導入したあとについても「取組報告書兼助成金請求書」の提出を行っていただき、検査、承認がされるまでは、助成金の交付は受けられません。また、目標年度までは毎年度（目標年度で概ね目標に達しない場合は達するまで）事業実施状況報告の提出が必要です。

（表4）各地域農業再生協議会 一覧※取組参加者の住所地にある窓口にご相談・提出下さい。

協議会名	所在地	電話
東かがわ市地域農業再生協議会	東かがわ市引田513-1 東かがわ市経済課内	0879-33-2504
さぬき市地域農業再生協議会	さぬき市志度5385-8 さぬき市農林水産課内	087-894-1116
高松市地域農業再生協議会	高松市番町1-8-15 高松市農林水産課内	087-839-2422
三木町地域農業再生協議会	木田郡三木町大字氷上310 三木町産業振興課内	087-891-3308
土庄町地域農業再生協議会	小豆郡土庄町甲290番地1 JA香川県小豆地区営農センター内（水田部会）	0879-61-1716
小豆島町地域農業再生協議会	小豆郡土庄町甲290番地1 JA香川県小豆地区営農センター内（水田部会）	0879-61-1716
坂出・宇多津地域農業再生協議会	（坂出市在住者） 坂出市室町二丁目3番5号 坂出市建設経済部 産業課内	0877-44-5012
	（宇多津町在住者） 綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町産業振興課内	0877-49-8009
綾川町地域農業再生協議会	綾歌郡綾川町滝宮299 綾川町経済課内	087-876-5282
丸亀市地域農業再生協議会	丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市産業文化部農林水産課内	0877-24-8845
普通寺市地域農業再生協議会	普通寺市文京町二丁目1番1号 普通寺市建設農林部 農林課内	0877-63-6316
琴平町地域農業再生協議会	仲多度郡琴平町榎井817-10 琴平町 農政課内	0877-75-6709
多度津町地域農業再生協議会	仲多度郡多度津町栄町1丁目1-91 多度津町産業課内	0877-33-1113
まんのう町地域農業再生協議会	仲多度郡まんのう町吉野下430 まんのう町産業経済課内	0877-73-0105
三豊市地域農業再生協議会	三豊市高瀬町下勝間2373-1 三豊市建設経済部農業振興課内	0875-73-3040
観音寺市地域農業再生協議会	観音寺市大野原町大野原1260番地1 観音寺市農林水産課内	0875-54-5701

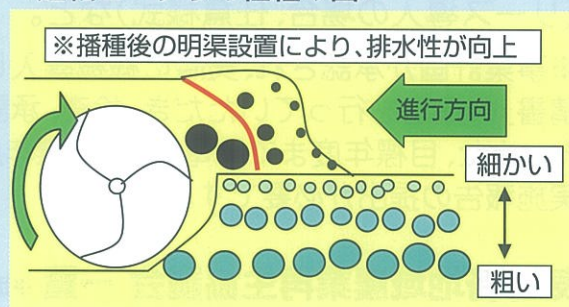
～天候に左右されにくい播種技術～

近年、香川県の麦産地では、天候条件に左右されにくく適期に計画的な播種を行うために、大規模生産者、集落営農集団を中心に

「**逆転ロータリー**」による「**畦立ドリル播栽培**」に取り組む生産者が増えています。

逆転ロータリーによる^{こううん}耕耘方法は、粗い土塊が下層へ埋没し、細かい土が表層に位置するので、**土壤水分がやや高くても砕土性が優れ**、麦類の出芽・苗立が良くなります。また水稻後の**稲ワラすき込み精度が良く**、耕耘・播種後は畦立て形状となるため、**播種後の排水性も良好**となります。その結果、農試の試験例では慣行のドリル播栽培に比べて多収となりました。

＜逆転ロータリーの仕組み図＞



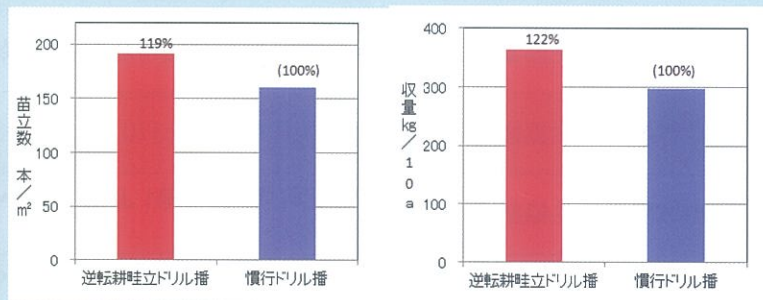
ただし、逆転ロータリーの使用に当たっては、適応可能なトラクタが必要です。

(目安：作業幅1.8mでは50馬力程度)



逆転耕畦立ドリル播栽培の試験結果

(平成23年播種、農試及び現地2ヶ所、計3ヶ所平均)



○農業革新支援専門員からのメッセージ

麦作りで特に重要なのは、「適期播種」と「排水対策」です。

近年は播種適期に当たる11月中旬に降雨が多く、適期に播種ができないケースが多くなっており、大規模生産者ほど、播種作業が遅れがちとなる傾向があります。

そこで、「逆転耕畦立同時播種」を行うことで、播種可能な期間が長くなり、計画的な播種作業が可能になると考えられます。

なお、「逆転ロータリー」の導入に当たっては、所有するトラクタが適用可能かどうかを確認し、適切な使用方法に配慮してください。



香川県農業経営課
藤田 農業革新支援専門員

●内容に関するお問い合わせ先

香川県 農政水産部 農業生産流通課
香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

TEL:087-832-3418

TEL:087-825-2503

●事業の申請、相談窓口は

各地域の農業再生協議会事務局にお願いします。(7ページに一覧掲載)